

# 熊本県公報

号外 第21号  
令和2年(2020年)  
3月30日(月)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1
- 熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則…………… (環境保全課) 2

### 規 則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和2年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県規則第18号

熊本県技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)の一部を次のように改正する。

- 第1条中「の適用を受ける技能労務職員」を「第2条第1項に規定する職員」に改め、「職員」という。)の次に「及び第15条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「技能労務会計年度任用職員」という。)」を加える。
- 第2条中「職員」の次に「及び技能労務会計年度任用職員」を加える。
- 第3条に次の1項を加える。
  - 3 技能労務会計年度任用職員のうち熊本県会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年熊本県条例第3号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。)第2条第3項に規定する第2号会計年度任用職員(以下「第2号会計年度任用職員」という。)に適用する給料表は、別表第1(再任用職員以外の職員の項1級の欄に限る。)のとおりとする。
- 第4条第10項及び第11項中「欄」を「項」に改め、同条に次の5項を加える。
  - 1 6 新たに第2号会計年度任用職員とされた者の給与は、同条第5の2の技能労務会計年度任用職員の初任給基準表に掲げる号給とする。
  - 1 7 技能労務会計年度任用職員の初任給基準表の備考に定める基準学歴に対して、熊本県規則第6号)別表第4の修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する第2号会計年度任用職員(その加える年数が1年未満である者を除く。)に對する技能労務会計年度任用職員の初任給基準表の適用については、その者の受けるべき同表の基礎号給の欄に掲げる号給の号数にその加える年数(1年未満の端数は、切り捨てる。)に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもつて同欄に掲げる号給とする。
  - 1 8 新たに第2号会計年度任用職員となつた者が、その職務に有用な経歴等を有する場合においては、技能労務会計年度任用職員初任給基準表の基礎号給の欄に掲げる号給の号数に、その者の経歴年数(別表第5の3の経歴年数換算表に定めるところにより換算がされた年数をいう。)の月数を12月で除した数に4を乗じて得た数(1未満の端数は、これを切り捨てた数)を加えて得た数を号給とする号給とする。
  - 1 9 前2項の規定による号給は、技能労務会計年度任用職員初任給基準表の上限号給の欄に掲げる号給を超過することはできない。
  - 2 0 新たに技能労務会計年度任用職員となつた者のうち会計年度任用職員給与等条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員となつた者の給与(期末手当を除く。)の額は、会計年度任用職員給与等条例第3条第2項の規定の例により算定した額を基礎として決定するものとす。ただし、これにより難い特別の事情があると認められる場合は、熊本県報酬及び費用弁償条例(昭和32年熊本県条例第14号)別表第1第16号に定める日額の報酬額(報酬の額を月額又は時間額により決定する場合にあっては、これに相当する額として、熊本県会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年熊本県人事委員会規則第6号)第4条の規定の例により算定した額)を超過しない範囲で、その額を決定することができる。
- 第6条第1項中「給料」を「職員の給料」に改め、同条第2項中「特殊勤務手当」を「職員及び技能労務会計年度任用職員の特殊勤務手当」に改める。
- 第8条の次に次の1項を加える。
  - (雑則)
- 第9条 この規則に定めるもののほか、技能労務会計年度任用職員の給与の額、支給方法等については、会計年度任用職員給与等条例の適用を受ける者の例によるものとする。別表第5の次に次の2表を加える。

別表第5の2(第4条関係)

技能労務会計年度任用職員初任給基準表

基礎号給	上限号給
9	37

備考 適用する基準学歴は、中学卒とする。

別表第5の3(第4条関係)

経験年数換算表

職務経験	換算率
本県における同一の職務に従事した期間(任用形態を問わず、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行の日前に臨時職員又は非常勤職員であった期間を含む。)	10割以下
国又は本県以外の地方公共団体における同一の職務に従事した期間	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第19号

熊本県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県環境影響評価条例施行規則(平成12年熊本県規則第56号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項事業の要件の欄中(8)の次に次のように加える。

- (9) 太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地(以下「太陽電池発電所敷地等」という。)の面積が20ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事業
- (10) 太陽電池発電所敷地等の面積が20ヘクタール以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事業

別表第2中22の項を23の項とし、13の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13 別表第1の5の項の(9)又は(10)に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地等の位置	新たに太陽電池発電所敷地等となる部分の面積が修正前の太陽電池発電所敷地等の面積の10パーセント未満であり、かつ、4ヘクタール未満であること。
--------------------------------	---------------	--

別表第3中22の項を23の項とし、13の項から21の項までを1項ずつ繰り下げ、12の項の次に次のように加える。

13 別表第1の5の項の(9)又は(10)に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地等の位置	新たに太陽電池発電所敷地等となる部分の面積が変更前の太陽電池発電所敷地等の面積の10パーセント未満であり、かつ、4ヘクタール未満であること。
--------------------------------	---------------	--

附 則

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

2 改正後の熊本県環境影響評価条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第1の5の項の(9)及び(10)の規定は、この規則の施行の日前に電気事業法第47条第1項若しくは第2項の認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出がなされた事業(同日以後その内容を変更せず、又は事業規模の縮小、軽微な変更その他の新規則第40条第2項で定める変更のみをして実施されるものに限る。)については、適用しない。